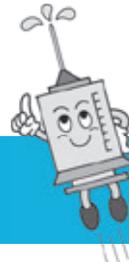


お済みですか？

子どもの 予防接種



予防接種法に基づく予防接種は公費で接種できる期間が定められています。母子健康手帳で接種履歴をご確認いただき、お済みでない予防接種は期間内に接種を受けてください。なお、接種時には大口町発行の予防接種予診票が必要です。

予防接種の種類	対象者（対象期間）
麻しん風しん（MR）	1期…1歳から2歳未満
	2期…平成23年4月2日から平成24年4月1日生（年長児相当）※1
二種混合	小学6年生（平成17年4月2日から平成18年4月1日生）※1
日本脳炎 ※2	1期…生後90月（7歳半）に至るまで
	2期…9歳以上13歳未満
四種混合（三種混合、不活化ポリオ）	生後90月（7歳半）に至るまで
ヒブ、小児用肺炎球菌	生後2か月から5歳未満
B型肝炎	生後1歳未満
水痘	1歳から3歳未満



- ※1 MR2期・二種混合予防接種は、平成30年3月31日までが接種期限です。
- ※2 日本脳炎予防接種は、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれで1期、2期の接種が終了していない方は20歳未満まで接種ができます。平成19年4月2日生まれから平成21年10月1日生まれの方で、1期の接種が7歳半までにできなかった方は9歳以上13歳未満で接種できます。

70歳以上 75歳未満の方の自己負担限度額 月額

平成29年7月まで			平成29年8月から平成30年7月まで		
所得区分	外来 (個人単位) ①	外来+入院 (世帯単位) ②	所得区分	外来 (個人単位) ①	外来+入院 (世帯単位) ②
現役並み 所得者 ※1	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※5	現役並み 所得者 ※1	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※5
一般 ※2	12,000円	44,400円	一般 ※2	14,000円 [8月から翌年7月 の年間限度額 144,000円]	57,600円
低所得者Ⅱ ※3	8,000円	24,600円	低所得者Ⅱ ※3	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※4	8,000円	15,000円	低所得者Ⅰ ※4	8,000円	15,000円

- ※1 住民税課税所得145万円以上の方などで、医療費の自己負担割合が3割の方
- ※2 住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の方
- ※3 住民税非課税世帯で、低所得者Ⅱ以外の方
- ※4 住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方
- ※5 過去12か月以内に②の限度額を超えた支給が3回以上あった場合（多数回該当）、4回目以降は44,400円。

問合せ先 戸籍保険課 ☎95-1116

70歳以上75歳未満の方の 高額療養費制度が改正されます

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70歳以上75歳未満の方の限度額が変更されます。

今月の健康俳句 荒谷 富美子 今月の健康川柳 この暑さ影を探して散歩道 吉田 雄亮
ゆるりゆるる歩む姿や風薫る
※このコーナーは、大口俳句会・大口川柳クラブの皆さんの協力により、「こころ」の健康づくりの一翼を担っていただいています。